

# 小規模多機能型居宅介護事業所 南浜の家くじら

## 運 営 規 程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人青い海の会が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業所 南浜の家くじら（以下「南浜の家くじら」といいます。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態にある高齢者に対して、適切なサービスを提供することを目的とします。

### (基本方針)

第2条 要支援・要介護者が可能な限り、住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが実現できるよう、通い・宿泊・訪問等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。

### (運営方針)

- 第3条 提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。
- 2 利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるようサービスの提供に努めます。
  - 3 保育園併設の特色を活かし、保育園行事や日常生活において園児とふれあい、交流を深めていきます。
  - 4 地域活動への参加を図り、連携及び協力を行う地域との交流を深めていきます。
  - 5 居宅サービス事業者や他の保健医療機関との連携を図り、サービスを提供します。
  - 6 あらかじめ利用者又は家族に対し、サービスの提供等について分かりやすく説明を行います。
  - 7 サービス提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう努めます。
  - 8 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、目標を立て計画的に行います。

- 9 利用者に身体的拘束、行動を制限する行為は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するため、緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- 10 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行い、生活を支えるための適切なサービスを提供します。
- 11 利用者の人権擁護及び虐待の防止のため、高齢者虐待防止法に基づき「高齢者虐待防止のための指針」を別紙に定めています。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次の通りとします。

南浜の家くじら

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次の通りとします。

青森県八戸市大字鮫町字安川目8番地14

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

(1) 管理者 1人 業務の総括にあたります。

(2) 介護支援専門員 1人

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成、取りまとめ、地域包括支援センターや他の関係機関との連絡、調整を行います。

(3) 看護職員 1人

利用者の健康状態の把握を的確に行うことにより、適切な介助を行います。

(4) 介護職員 5人以上

サービス提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行います。また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員を配置します。その他、自宅等で暮らしている方々に対して宿直者を1名配置します。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとします。

- (1) 営業日 365日(年中無休)
- (2) 営業時間 24時間

(利用定員)

第8条 当事業所における登録定員は25人とします。

- (1) 1日に通いサービスを提供する定員は15人とします。
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は6人とします。

(提供するサービスの内容)

第9条 提供するサービスの内容は、次の通りとします。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

①日常生活の援助 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

ア. 移動の介助

イ. 休養

ウ. 通院等の介助やその他必要な介護

②健康チェック 血圧測定等の利用者の身体状態の把握

③生活リハビリ(機能回復訓練)

利用者が、日常生活を営むのに必要な機能を維持するための生活リハビリ及び利用者の心身の活性化を図るための必要な援助を行います。又、外出の機会の確保、その他利用者の意向を踏まえた、地域社会生活の継続のための支援を行います。

ア. 日常生活動作を通じた機能回復訓練

イ. レクリエーション

ウ. 地域活動への参加

④食事支援

ア. 食事援助目標による個別援助

イ. 食事の準備

ウ. 食事介助及び見守り支援

⑤入浴支援 入浴援助目標による個別援助

⑥排せつ支援

ア. 排せつ援助目標による個別援助

イ. 利用者の状況に応じた適切な排せつの介助

⑦送迎支援 利用者の希望による、ご自宅と事業所間の送迎サービス

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要なサービスを提供します。

(3) 宿泊サービス

宿泊して頂き、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

(4) 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。  
事業所は、要介護認定の更新が円滑に行われるよう、申請の代行などの必要な援助を行います。

(居宅介護計画)

第10条 南浜の家くじらのサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及び、その置かれている環境などを十分に把握し、個別に居宅介護計画を作成します。

2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加や併設する保育所での活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の推進に努めます。

3 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の関係介護職員との協議の上、援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。

4 居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得ます。

5 居宅介護計画を作成した際には、居宅介護計画書を利用者に交付し、援助の目標及び内容について利用者やその家族に説明を行います。なお、交付した居宅介護計画書は5年間保存します。

6 利用者に対し、居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

7 居宅介護計画の作成後においても、常に居宅介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。

(南浜の家くじらの利用料)

第 11 条 利用料は介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護報酬の 1 割（一定以上所得者の場合は 2 割また 3 割）とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とします。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受けます。

(1) 宿泊は 1 泊につき、2,200 円を請求します。

(2) 食事は利用した食事に対して請求します。

朝食 450 円 昼食 550 円 夕食 550 円

(3) オムツ代は実費を請求します。個人の物を使用した場合は請求いたしません。

(4) 前各号に掲げるもののほか、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を請求します。(個人的使用物)

2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を確認します。また、併せてその支払いの同意する旨の文書に署名、押印を受けます。

3 利用料の支払いは、事業所での現金支払い、または銀行振込により指定期日までに受けます。なお、支払い確認の上、領収書をお渡しします。

<お振込先> 青森みちのく銀行 旭ヶ丘中央支店

普通預金 No. 1325597

名 義 社会福祉法人 青い海の会 理事長 木村鶴恵

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施区域は八戸市内とします。

(サービスの提供記録の記載)

第 13 条 サービスを提供した際には、その提供日数及び内容や利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録します。

(個人情報の保護)

第 14 条 利用者の個人情報を含む小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

(秘密保持)

第 15 条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、就業規則に記載するとともに誓約書を提出します。

(苦情処理)

第 16 条 利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとします。

- 2 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行います。
- 4 提供したサービスに関し、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。
- 5 職員の心身の安全を確保し、利用者またはご利用なさるすべての方との対等で良好な関係を築くためにカスタマーハラスメントに対する行動指針を定めております。

(事故発生時の対応)

第 17 条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を行うものとします。

- 2 事故の状況及び事故に際して、とった処置について記録します。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

(衛生管理)

第 18 条 サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品等について、感染症防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとします。

- 2 職員は、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。

(緊急時における対応方法)

第 19 条 サービス提供時、利用者に病状の急変その他必要な場合には、速やかに主治医及び家族へ連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

(非常災害対策)

第 20 条 サービス提供時、天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

- 2 非常災害に備え、年 2 回以上の避難訓練を行います。

(運営推進会議)

第 21 条 地域に密着し、開かれたものにするために、運営推進会議を開催します。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 ヶ月に 1 回とします。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市職員、小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とします。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換、交流等とします。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成します。

(記録の整備)

第 22 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。

- 2 利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存します。

(その他運営についての留意事項)

第 23 条 職員の質の向上を図るため、研修の機会を設けます。

- 2 職員等は、利用者の居宅を訪問時、所属を証明する所属証明書を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示します。なお、施設内には所属を明らかにする担当職員表を見やすい場所に提示します。

- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとします。
- 4 サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者及びその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ます。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとします。

(活動時間帯等)

第24条 利用者の活動時間帯は、日中の勤務帯の午前6時から午後9時までの15時間とし、夜間及び深夜の時間帯（利用者の活動時間帯以外の時間帯）を、午後9時から午前6時までの9時間とする。

付 則

1. この運営規定は、2009年 4月 1日から施行する。
2. 第24条 2009年 9月 1日より追加
3. 第10条5 2013年10月 1日より変更（2年間→5年間）
4. 第11条1（1）（2） 2020年 4月 1日より変更
5. 第3条11 2024年 4月 1日より変更
6. 第16条5 2024年 4月 1日より変更
7. 第11条1（1）（2） 2025年 4月 1日より変更
8. 第11条3 2025年 4月 1日より変更